

ハッピー メール

HAPEE MAIL

Hiroshima international Access and Promotion center for Economic Exchange

公益財団法人ひろしま産業振興機構
国際ビジネス支援センター

〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47

TEL : 082-248-1400 FAX : 082-242-8628

ホームページ: <http://www.hiwave.or.jp/HAPEE/>

本誌掲載記事・写真の無断転載を禁止します。

CONTENTS

今月のレポートプラスワン情報【インド チェンナイ】…… 1	ジャカルタ「依然として日本車、忘れ去られる「国民車」」… 6
海外レポート	ハノイ「ベトナムの査証が大幅に変更となりました」… 7
チェンナイ「インド法人設立後に必要となる手続きの概要 とポイントについて」…… 2	ホーチミン「ベトナムのECサイト事情」…… 8
ニューヨーク「米国のSBAのオンライン貸付マッチングプログラム」… 2	シカゴ「2015年の予算案、国際化支援、 スキルアップなどを充実」…… 9
バンコク「タイ国投資委員会(BOI)の改正」…… 3	重慶「重慶保税商品展示交易センター」…… 10
上海「中国商業施設の売上ランキング」…… 4	中国ビジネスQ&A「外国人の短期就業目的による Zビザ取得について」…… 11
台北「台湾市場の酒類消費動向」…… 5	ハッピーからのお知らせ…… 12
大連「大連不動産価格、下がる一方」…… 5	

国際ビジネス支援センターでは上海事務所のほか海外ビジネスサポーターを10都市に開設し、毎月皆様への現地レポート紹介や県内企業の海外ビジネスの支援を行っています。隔月リレー方式で「今月のレポートプラスワン情報」として上海事務所のほか10都市と海外ビジネスサポーターをクローズアップしています！

今月のレポートプラスワン情報

チェンナイ ビジネスサポーター 田中 啓介

自己紹介 田中 啓介



米国公認会計士。インド法人取締役。中長期的な事業機会が期待されているインドにおいて、日系企業の進出を支援すべく2012年からチェンナイに移住。日本とインドの架け橋になるべく奮闘中です。現在、ジェットロチェンナイ事務所にて、中小企業海外展開現地支援プラットフォームコーディネーターも務めています。

インド チェンナイ こんな国こんな都市

ベンガル湾に面した南インドのチェンナイは、広島県や神奈川県が経済交流協定を締結しているインドのタミル・ナドゥ州の州都であり、航空による周辺国へのアクセス、チェンナイ港やエンノール港からの船便を利用したアジア諸国への貿易アクセスの利便性からも「南インドの玄関口」と言われています。また、日産やヤマハ、ヒュンダイ、フォード、いすゞなどの自動車を中心とした裾野産業の広い製造業がチェンナイ近郊に集積しており、また、建設中だったメトロの試運転も開始され、着実に、かつ、中長期的な経済成長が期待されています。

チェンナイ市内の街並み



週末のショッピング街の様子



世界で2番目に長いというマリナービーチの様子

会社概要



インド法人：
Global Japan AAP Consulting Private Limited

(日本法人：株式会社グローバルジャパンコンサルティング)

進出前の市場調査や合弁パートナーとなり得るインド企業の発掘、また、現地法人の設立支援、記帳代行や税務申告、経理人材派遣、会計税務顧問サービス、監査やインド勅許会計士による各種証明書の発行サービス等のアシュアランス業務まで、経理業務全般をワンストップでサポート致します。

※ 現地の経済関連情報の収集提供、展示会等への出展協力、ビジネスマッチング及び便宜供与などを行っていますが、現地におけるアテンドに必要な経費は有料となる場合があります。
～詳しくは国際ビジネス支援センターまで～

★★★★★ 海外レポート ★★★★★

インド法人設立後に必要となる手続の概要とポイントについて

チェンナイ ビジネスサポーター 田中 啓介

南インドのチェンナイは 2 月中旬になって少しずつ暑くなってきました。また、3 月からは年度末に向けて駐在の任期を終えた帰任者の送別会や、新たに赴任される方の歓迎会が盛んに開催される季節でもあります。

さて、前回のインドの法人設立手続の概要に引き続いて、今回は法人設立後に必要となる手続の概要とポイントについてご紹介させていただきたいと思えます。

No.	手続	注意すべきポイント
1.	PAN 及び TAN 納税番号の取得	FOR SEAL（署名時に必要となる社印）の事前準備 申請後 1~2 週間後で登録事務所に郵送される
2.	1 st Board Meeting 第一回取締役会の開催	法人登記から 30 日以内に開催義務。 銀行口座開設や当初監査人の選任、当初取締役、株式割当等にかかる必要な決議内容の明確化
3.	Bank Account Opening 銀行口座開設	取締役会の決議書コピー以外に、取締役リストや株主が法人の場合の株主構成等、必要な書類と必要な署名者を事前に確認
4.	Share Application Money 出資金の送金	手数料は送金元負担とし、INR インドルピー建てでの送金手続。中継銀行を介して送金されるケースが多いが、中継銀行が手数料を控除して、ちょうどの金額を受領できないケースがあるため注意が必要。
5.	Commencement of Business 事業開始の届出	届出に際して、定款の通り、全ての出資者から出資金が口座に入金されたことを確認できる Bank Statement の提出を求められるケースあり
6.	1 st Intimation to RBI (Reporting of FIRC & KYC) 出資金受領に関する第一回 RBI への報告	出資金の受領後 30 日以内に報告義務。 中継銀行を介して送金された場合には、FIRC（外国対内送金証明書）は中継銀行が発行するため、中継銀行との連携が重要。
7.	Allotment of Shares 株式割当と株券の発行	“Share Certificate” のフォームにて株券発行
8.	2 nd Intimation to RBI (Reporting of FCGPR) 株式割当に関する第二回 RBI への報告	出資金の受領後 180 日以内に株式割当義務。 かつ、株式割当から 30 日以内に報告義務。 取締役会の決議書コピー以外に、インド勅許会計士や会社秘書役からの証明書を取得する必要あり。

2014 年 4 月以降に新会社法が施行され、これまでは公開会社にのみ求められていた「事業開始の届出（Commencement of Business）」が、非公開会社にも求められるようになってきました。一般的には法人設立が完了するとすぐに事業が開始できるような印象を持たれている企業も多いかと思いますが、設立後

に銀行口座の開設から様々な登録や届出の手続、インド準備銀行への報告義務などがあり、設立後 2~3 ヶ月程度は本業以外の必要な諸手続きにある程度時間を取られるため、事前に時間的に余裕を持った事業計画を作成する必要があるかと思えます。

米国の SBA（連邦小企業庁）のオンライン貸付マッチングプログラム

ニューヨーク ビジネスサポーター 今泉 江利子

数ヶ月前にオンラインでの小額貸付機能 KIVA を取り上げましたが、先週付けで連邦小企業庁（Small Business Administration）もオンラインで零細企業の貸付をマッチングする機能を始動したと発表しました。これは LINC というプログラムで、スタート

アップ、事業拡張のために融資を望む中小零細企業向けに、SBA のウェブサイトから情報をインプットすると、その会社への融資に興味のある地域の金融機関から、48 時間以内に連絡が来るというサービスです。アメリカでは主要取引銀行といわれるものがない

ので、A 銀行と長年の取引があっても A 銀行から融資を断れらることがよくあります。銀行によって融資をする業界が偏っているのも特徴です。よって預金は A 銀行、融資してくれたのは B や C 銀行というケースが普通なのです。ですので、融資を受ける場合にはいろいろな銀行を実際に回って相談をする必要がありました。

融資を受けたい企業は、SBA のウェブサイトから LINC プログラムを選び、ログインネーム、E メールアドレスとパスワードを設定し口座を開設。次の画面に進むと会社の名前や住所など 10 の質問があり、それに答えると従業員の数、融資金額、事業の大まかな内容、事業計画書の有無などを聞かれ、最後に融資の理由について書く空欄があります。それを全て記入すると「送信」。これだけのインプットで内容に興味のある金融機関から 2 日以内にメールか電話で連絡が来るという、とてもシンプルなプロセスです。実際には、連絡が来てから実際の融資までには面会や、たくさんの書類の提出という煩雑な作業に入るわけですが、興味がある担当者からすぐに連絡が来るのはとても助かるはず。以前は金融機関を一つ一つ訪問し、融資担当者と話をする必要がありましたから、このプログラムではその足を使う部分が省略できます。この新しいプロセスで中小零細企業の社長たちの時間が節約されていくのは確かだと思います。担当者のほうも、オンライン上で融資の簡単な内容がわかるので、事業計画書と財務計画書があればすぐに審査に移る

ことが可能です。

翻って、KIVA の小額融資のその後のお話です。私が \$25 (3000 円) お貸した NY の手作りバッグ製造のさとうさんは多数の人の協力の下、\$1500 の融資を勝ち取り、新しいミシンを購入、クリスマス前から使い始めたそうです。返済も 50 セント (60 円) ずつですが、すでに 2 回ありました。彼女の事業の進捗状態も KIVA のサイトに行くとアップデートさ



れているので、もっと応援したい気持ちになります。KIVA はインターネットという機能を最大限に使い、多数の人が小額を融資することでリスクの分散を図れる融資投資制度だといえます。\$25 すごい人助けをした気持ちにもなるのでウィンウィンですね。次は、ケニアでウエディングドレスを作っている女性に \$5 (600 円) 融資しようかな、と考えています。

タイ国投資委員会 (BOI) の改正

法人税免除等、様々な優遇措置を与えることで、タイへの投資を促すタイ国投資委員会 (BOI) ですが、これまではバンコクから離れるほど多くの恩典を与えるゾーン制をとっていました。最低賃金が統一されていなかった頃であれば、例え不便な場所であっても、労働力の安さと BOI の恩典により、地方に工場を構えるメリットを感じられていたかと思います。

そんな中で、BOI は今後 7 年間 (2015 年~2021 年) の投資奨励策及び基本方針を改定しました。これまでゾーンごとに付与されていた優遇措置が、事業ごとへの付与になったというのが大きな変更点で、タイの競争力への貢献度が高いと感じられるような、先進事業、知識集約型事業、高度な技術を使用する事業等

バンコク ビジネスサポーター 富永 勇三

には、それぞれ内容に応じて 3 年~8 年の法人税免除や機械の輸入関税の免除、輸出製品の製造に使用する原材料・部品の輸入関税の免除、その他税金以外の優遇措置が与えられることとなります。

とはいえ、投資を促したい地域も未だ残っているため、平均所得の低い 20 県や国境近辺、BOI が奨励する地域や工業団地等への進出の場合には、追加の法人税免除を付与する「メリットベースの恩典措置」も提供されています。ただ、バンコクからかなり離れていたり、外国人には馴染みのない地域がほとんどのため、最低賃金も全国一律となってしまった今、どれだけの企業がこれを活用できるかは定かではありません。

サプライチェーンを強化する事業にも焦点が当て

られており、高度技術を使用するわけではないため法人税免除の恩典は付与されませんが、それ以外の優遇措置が受けられることとなります。 サプライチェーンとは、原料・材料が部品や半製品に加工され、最終製品が生産されて顧客に販売されるまでのモノの流れのことを指していますが、これまで BOI になかった International Trading Centers (ITC)、いわゆる商社のカテゴリーが認可事業に含まれるようになったことから、このポイントを重要視している様子が伺えます。地域統括本部に関しても、以前に比べると条件が緩和されています。

失業率が 1%未満となったタイにおいては、労働集約型ではなく、先進国型の事業形態を推進していきたいというのが本音のところ。「目指すは日本やシンガポール」という言葉を、現実のものにしていくため、

ついに動き出したと言えます。

今回の BOI 改正により、思うように法人税恩典を受けられなくなる業種も生まれることになり、旧条件（ゾーン制）において優遇措置を受けようと駆け込み申請を行った企業数が、あるカテゴリーでは 2014 年 12 月末の数日間だけで、500 件以上もあったと聞きました。

タイを投資先として選んでもらえるよう試行錯誤していた時代から、タイに投資してくれる企業を選ぶ時代へと、移りつつあるのかもしれませんが。

改正後の条件等、詳細は割愛させていただいておりますため、ご不明な点がございましたら個別にお問い合わせ下さい。

バンコクサポーターである M&A Advisory 社から、Customer Liaison・石間智子氏を講師に迎え、3月3日（広島会場）・4日（福山会場）に「海外ビジネス支援セミナー」を開催いたします。

BOI改正についてのお話もさせていただきますので、詳細は、国際ビジネス支援センターのウェブサイトでご確認ください。 www.hiwave.or.jp/HAPPEE/seminar_event.html

中国商業施設の売上ランキング

広島上海事務所長 西尾 麻里

2月5日（木）に広島県情報プラザで開催された「中国ビジネスセミナー」にて『最新の上海事情』と題した講演をさせていただきました。人件費の上昇と共に消費力が上昇してきた中国人消費者がどのようなものを求め、どこで消費をするのか。また、中国市場に進出する小売店の動きについても紹介させていただきました。その中で、大丸と松坂屋を運営する J.フロントリテイリングが現地法人 2 社と提携し、「上海新世界大丸百貨」を 2015 年春頃オープンするという情報をお伝えしたのですが、私が広島出張から戻った 2月8日（日）には、すでに試運転が始まっていました。そこで、早速視察に訪れたところ、地下 2 階、地上 6 階あるフロアのうち、全テナントが営業している階はなく、数店舗しかテナントが入っていないフロアも見られるほどでした。中国では、7 割程度の準備段階でプレオープンする百貨店やモールはよく見られますが、「上海新世界大丸百貨」については、さらに前段階での試運転のようです。この百貨店が位置するエリアは、上海人よりも観光客が多く、人の流動に対して実際に購入する人たちがどのくらいいるのか、モール形態が乱立する

中での百貨店形態がどのように受け入れられるのか、5月のグランドオープンに向けて目が離せません。

これまでもハッピーメールなどで、中国におけるオンライン取引の発達について紹介してきましたが、前述のようにオフライン（店舗）市場の新規進出も活発で、生き残り競争が激しさを増しています。そんな中、中国の百貨店やショッピングモールの売上トップ

順位	名称	2014 年 (億元)	2013 年 (億元)	増減率
1	北京新光天地	75	75	0.0%
2	南京德基	66.4	58.9	12.7%
3	広州正佳広場	64	62	3.2%
4	深圳万象城	62	61	1.6%
5	杭州大厦	59	61	-3.3%
6	広州天河城	55	58	-5.2%
7	長春欧亜	54	53	1.9%
8	上海八佰伴	49	47	4.3%
9	南京中央商場	42.1	43.6	-3.4%
10	上海港匯広場	40	38	5.3%
	武漢国際広場	40	40	0.0%

10 が発表されました。詳しくは前頁にあります。11 店舗中 6 店舗に売上前年比の増加が見られ、3 店舗が減少、2 店舗が増減なしという状態でした。前年比の増加が見られた店舗では、リニューアルや、新しいテナントの誘致、イベントや SALE など顧客を飽きさせない対策を打ち出しているところが、堅調なようです。また、オンライン決済を導入する、独自の

アプリケーションを開発するなど、オンラインと組み合わせた様々な戦略で消費者を獲得しようとしています。

自社の新規販路開拓や、自社ブランドが入っている店舗や入っていない店舗の売上状態を知るなど、中国消費市場へ乗り込む日本の企業は、今後の戦略に直結するこれらのデータも見逃さないでしょう。

台湾市場の酒類消費動向

台北 ビジネスサポーター 皆川 榮治

台湾の酒類消費動向をレポートします。2014 年度及び 2009 年度の 2 年度分を比べ、酒類別消費量の 5 年間の変化(伸び率)とその特徴をまとめました。

特に日本からの酒類に関して結論的に申しますと、ビールが最も量が多く輸入ビール中のシェアは低いものの、欧米ビールより高い伸びがあります。続いて日本酒が伸びていますが、量的には欧米からのワイン、ウィスキーに比べ 10 分の 1 程度で、今後の伸びに期待したいところです。

酒類別には次のような動向になっています。

1. 酒類全消費量(811 万 kl)を国産酒、輸入酒に分けると、2009 年から 2014 年度にかけて、国産酒比率が 71%から 64%に 7%も減少し、輸入酒が 29%から 36%に増えています。台湾ビールを始め、米酒、コーリャン酒、紹興酒など台湾地元の酒類が減少しているということになります。
2. 酒類全体の消費量中、何と言ってもビール(589 万 kl)が最大で、全体の 66%を占めています。5 年間の伸びも 5.3%と着実に増えていますが、全ビール消費量の 30%を占める輸入ビールが 49%増加と大きく伸びており、それに比べて台湾国産ビールは-6.5%と減少傾向です。日本のビールは輸入ビールの中 5%と少ないですが、154%もの伸びを示しており、やはりおいしさで今後も増加が期待できます。
3. 消費量第 2 位の蒸留酒(国産酒全体の 9%)はコーリャン酒やジンが主流ですが、国産コーリャン酒は 30%も減少しています。ジン等の輸入酒が 46%

と大きく伸びています。日本の焼酎は蒸留酒中の 1%にも達していません。

4. 第 3 位の米酒(ミーチョウ)が台湾では底堅い(全体の 8%)人気がありますが 12%の伸びです。第 4 位はスピリッツ類で 6%を占めています。
5. 第 5 位のウィスキーは全体の 3%ですが、英国からを主とする輸入が大半で 57%も伸びています。日本製は輸入ウィスキー中僅か 4%ですが、伸びは 48%で欧米酒を下回るものの低い伸びではありません。伸び率ではウィスキーがトップです。
6. 第 7 位のワインは全消費量中 2%強ですが、38%の伸びを示しています。大部分が欧米からの輸入です。日本製ワインは輸入ワインの 1%で微々たるものです。ウィスキーやジンと共に、酒類全般に欧米酒人気が高まっている傾向にあります
7. 第 9 位の穀物醸造酒は全消費量の 1%弱(7 百万 kl)ですが、その中輸入酒が 26%を占めており、その大部分が日本の清酒です。日本料理店の増加と共に底固い伸びがあり、25%も伸びています。欧米系のウィスキー、ワイン、ジンほどの伸びはありませんが輸入酒の中では高い伸び率です。ラーメン、カレー、トンカツなどがすでに台湾レストラン市場で市民権を得ており、健康志向から日本料理店が増えている事に加え、日本酒の今後は大いに期待できます。同時に中華料理や西洋料理にも合う日本酒の飲み方の提案も必要ではないでしょうか？

大連不動産価格、下がる一方

大連 ビジネスサポーター 劉 瑛

2013 年、大連東側の海を 3.19 平方キロメートル埋め立て、総面積が 5.97 平方キロメートルの「東

港商务区」が建設されました。中心部にある中山広場からは、車で 10 分程度で、現在開発中の経済開発区

まで海を渡る大連湾横断道路橋の起点でもあります。海に向かって「香港のビクトリア湾の大連バージョン」という政府が発信したスローガンに惹かれ、一時的に不動産会社がこぞって超高層ビルを建設しました。

しかし、一方で2013年には「不動産バブルが崩壊する」という噂が巷で流れたせいなのか、ぜいたく禁止令により市政府役人等の富裕層が真剣に自らの腐敗を処理するために、ぜいたく品として一目瞭然の不動産資産を即座に処分する人が増えたからなのか、

2014年に入ってから不動産がほとんど売れなくなりました。1平米単価が2万元以上していた東港商务区内の住宅が13,000元にまで下がったとしても、埋め立てたばかりで地盤が



不安定な場所に急ピッチで建てた高層ビルですので、住宅への不安や、今後更に平米単価が下がる恐れがある等の理由でますます売れなくなっていました。

結局「大連のどの地域の不動産価格が下がっても、既に土地のない一番中心部の中山区は下がらない」と思われていた中山区の新しい住宅でも、この同じ中山区の東港商务区にある住宅が13000元またはそれ

以下に下がっても、2万元以上の値段はつけていますが、全然売れなくなりました。

もちろん不動産不況は中国全体の重大問題で、その理由はいろいろ分析されています。お金持ちの年代が数十件の不動産を所有し、年を取った今、更には買わなくなったとか、その人達が亡くなる時には、買い手となる子ども世代が少ないため、家が余ってしまい不動産が暴落するといった説もあります。

大連では2014年初めに低価格地域（旅順口区）として、平米4,000元（8万円）という業界を驚かせた不動産価格を発表したのを皮切りに、下半期には市全体が3割引の不動産価格競争に陥り、

2014年住宅販売面積は6,884万平米で、前年同期比38.8%下がり、住宅販売売上は627.8億人民元で、前年同期比31.6%下

がりました。2014年11月末までの在庫住宅面積は1176.7万平米で、前年同期比54.3%上がり、初めて一千万平米を超えています。

2015年は大連の不動産業にとっては、これまでになく住宅在庫を消化するのに苦闘の一年となるのではないのでしょうか。

依然として日本車、忘れ去られる「国民車」

ジャカルタ ビジネスサポーター 松井 和久

先進国になったことを示す象徴的な産業の一つは、国産車を製造する自動車工業の確立かもしれません。自動車年間販売台数約120万台、その9割以上を日本車が占めるインドネシアは、日本車メーカーにとって最もお得意様のマーケットですが、1970年代から何度も政府は国産自動車の開発を夢見てきました。

1970年代から、インドネシアは日系中心の自動車産業に対して、部品に占める国産の比率（ローカルコンテンツ）を高めていくための戦略を進め、その先に国産自動車の製造を計画していました。しかし、世界の自動車業界における技術革新のスピードは早く、ローカルコンテンツを高めていくのは至難の業でしたが、日系メーカーは懸命に善処しました。

1996年、当時のスハルト大統領の三男であるトミー氏を中心に、韓国車を輸入組立した乗用車を「国民車ティモール」と位置づけ、政府の様々な便宜を受

けて安価で提供する国家プロジェクトがありました。政府関係機関には「国民車ティモール」の購入が推進され、政府が盛んに宣伝しましたが、結局、いつの間にか「国民車ティモール」はインドネシア市場から姿を消していきました。国民は「国民車」を認めなかったのです。

ジョコウィ現大統領も、ソロ市長だったときに「国民車」を普及させようとしていました。彼が「国民車」と位置づけたのは、ソロ市の実業高校の生徒が完成させたという自動車でした。しかし、それは、実業高校の自動車組立実習の授業用に、中国から輸入した自動車部品を組み立てたものに過ぎませんでした。それなのに、たまたまそこを視察したジョコウィ市長（当時）がそれを「エスエムカ」と名づけ、インドネシア国民が自ら造った「国民車」としてメディアで大々的に報じられてしまいました。

2015年2月初め、ジョコウィ大統領がマレーシアを訪問した際に、マレーシアのプロトン社がインドネシア側と「国民車」の製造を行う可能性を探ることで合意しましたが、その際に挙げられたインドネシア側パートナーは、アディプルカサ・チトラ・レスタリ（ACL）社という無名の会社でした。ジョコウィ大統領に近い元国軍将校のハンドロプリヨノ氏が社長を務めるペーパーカンパニーと言われていました。これも結局、プロトン社のインドネシア市場への参入強化の一端にすぎず、「国民車」からは程遠くになると見られています。

これらの出来事は、日系メーカーが、たとえ「国民車」と呼ばれることはなくとも、インドネシア国内の需要に応えた独自仕様の自動車を生産し、広めてきた蓄積の結果がインドネシア国民から評価されていることの裏返しとも言えます。

所得が向上しつつある今、自動車が生活手段からファッションの一部になり始めています。広島に本社のあるマツダの輸入車が、そのスタイルとデザインの斬新さで、都市の若者の間で人気急上昇という話も聞きます。今後も、日本車がインドネシアにおける事実上の「国民車」として認知され続けていくことでしょう。

ベトナムの査証（ビザ）が大幅に変更となりました ハノイ ビジネスサポーター 中川 良一

ベトナムの今年の旧正月は、2月19日が元旦です。ベトナム政府機関は前後土曜日を出勤日とし、15日～23日まで9日間連続する大型休暇となります。旧正月明けには多くの日本人ビジネスマンが、ベトナムに出張あるいは赴任されると思います。

先月号でもお知らせしたとおり、本年1月よりベトナムに入国する外国人に発行される査証（ビザ）について、大幅な変更がありました。多くの日本人駐在

者あるいは出張者の方々が、その取得において混乱されているようですので、今回もう少し詳しくご説明いたします。

ベトナムの「新外国人入国出国通過在居法」が2015年1月1日より発効しました。同法律によれば、外国人に発給する入国ビザの種類は、以前に比べ大幅に種類が増え、入国目的別に下記のように分類され、発行されることになりました。

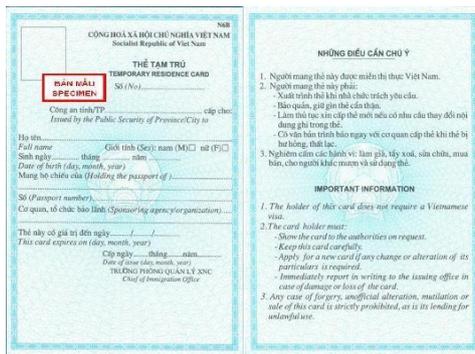
	ビザ記号	在留目的・対象者	滞在期間（最長）
投資、駐在事務所、支店、商用	DT	外国投資家、ベトナムで働く外国人弁護士	5年
	DN	商用	12ヶ月
	NN1	ベトナムでの国際機関、NGOの長	
	NN2	駐在員事務所、支店の長、外国経済文化代表事務所長	
	NN3	NGO、駐在員事務所、外国経済文化代表事務所で働く外国人	
就 労	LD	就労	2年
観光、会議、帯同、親族訪問等	DL	観光	3ヶ月
	TT	DT, NN1, NN2, DH, LD 資格や報道・外交及び公務関係の資格（一部）の帯同扶養者	12ヶ月
	HN	会議、セミナー参加	3ヶ月
	VR	親族訪問	6ヶ月
	DH	留学研修	12ヶ月
	SQ	ベトナムの海外ビザ発給機関による発行ビザ（市場調査、親族訪問、観光の目的）	30日

上記入国資格記号 DT, NN1, NN2, DH, LD, TT 資格や表にはない報道・外交及び公務関係の資格（一部）を有する外国人には、ビザの代わりに在留カード（Temporary Residence Card）が発給され、ベトナム国内での移動では、パスポートを所持することなく、在留カードを提示することのみで各種交通機関による移動や、ホテルの宿泊をすることが可能となりま

す。また、ベトナムへの入出国の際も、ビザを取得することなくパスポートと在留カードを提示することにより、入出国手続きを完了することが出来ます。就労資格保有者の在留カードの有効期限は最長で2年となります。

日本人には、以前よりノービザで入国が認められており、滞在日数15日を上限として、入国目的を限定

することなく、入国ビザを免除し入国することが出来ます。しかし、今回の法律改正により、旅券（パスポート）の有効期限が最低 6 ヶ月残っており、さらに以前にベトナムに入国し、出国した日より起算して最低 30 日以上経過しており、また帰国便の航空券を所持していない場合は、ノービザによる再入国は出来なくなりました。そのため、ビジネスマンの方々には注意が必要です。



今回の改正で特に注意したい点としては、入国目的別に査証が細かく細分化されたことにより、ベトナム

滞在時に査証に記載された目的と違う行為を行っていた場合に、国外退去あるいは、高額な罰金を支払うこととなります。また、ノービザあるいは観光目的のビザ等で入国された日本人が、ベトナム国内で労働ビザ等の長期間滞在可能となるビザに切り替える事も出来なくなりました。長期間滞在ビザに変更する場合は、一度国外に出国しなくてはなりませんので、特に赴任予定の方はご注意ください。

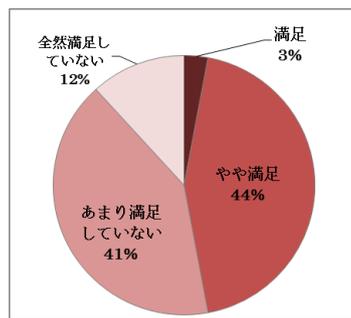
ベトナムの EC サイト事情 ホーチミン ビジネスサポーター 石川 幸

人口が 9,000 万人を越え、平均年齢が 28 歳と若いベトナム。1 人あたりの GDP は 2,000US\$ を下回っていますが、4 人に 1 人がスマートフォンユーザーです。なんでもインターネットで調べるベトナム社会では、EC サイトの市場規模はとても大きく、今後さらに拡大していくと思われます。

弊社が 2014 年 8 月に行った調査では (n=61)、69% の人が EC サイトを使っていることがわかりました。利用者の 50% 以上はファッション関連の商品購入のため利用していると回答がありました。ただし、満足度は以下の通りで、半数以上が満足していないこ

とがわかります。
満足していない主な理由は次の通りです。

- 商品写真と違うものが届く
- ラッキーであれば良い商品が届くが普通はよくない商品が届く
- 品質がよくないのに値段が高い
- 対応が遅い
- 信用できない。



.....
実際にいくつかの EC サイトを使ってみました。

※①ホームページ ②取扱商品 ③支払方法 ④配達規定 ⑤体験 ⑥感想

Taembe (Pagoda 社)	① http://taembe.vn/ ② ベビー用品・妊婦用品 ③ 現金または銀行振込 ④ 月曜日から金曜日まで。 購入代金 15 万ドン以上は送料無料。15 万ドン以下は送料 2 万ドン。 ⑤ 金曜日の 5 時過ぎに注文。直ぐに確認メール、翌週の月曜日に連絡が来て、午前 9 時 15 分に配達完了。(所要時間約 2 営業日) ⑥ 対応が早くていいと思う。商品の品質もよく、保障が付いており、信用が出来た。値段も悪くない。また利用したい。
Megapon (bINH CAO TOAN CẦU 社)	① http://megapon.vn/ ② 服・ファッション ③ 現金 (ハノイ・ホーチミンのみ) または銀行振込 (その他エリア) ④ 月曜日から金曜日まで。 配達先がホーチミン市の中心部の場合は送料無料。(ただし場所による。) その他のエリアでは郵便局から発送の送料がかかる。また、2 点以上の商品を購入する場合は全国送料無料。 ⑤ 金曜日の 5 時過ぎに注文。翌週火曜日に連絡が来て、木曜日の午前 10 時に配達完了。(所要時間約 5 営業日) ⑥ 返事、対応が遅い。確認メールを設定していない。商品の品質はまあまあ良かった。値段的には悪くない。悪くはないが、よくもないので、また利用するかは不明。

LAZADA	<p>① http://www.lazada.vn/ ② 総合モール ③ 現金または銀行振込</p> <p>④ 月曜日から金曜日まで。全国送料無料。</p> <p>⑤ 金曜日の5時過ぎに注文。3~5営業日以内の配達と連絡があった。注文翌日の土曜日に配達すると連絡があったが当方都合により、月曜日の夕方に配達、代金引換で支払いをした。その場で商品確認を怠り、開封したところ、2つ注文した商品のうち1つはデザインが違い、もう1つは個包装が破れていた。翌朝、返品と交換希望を伝えたところ、指定場所へ持参するよう言われた。交渉し3日以内に受け取りに来てもらえることとなった。また、返金は後日振込、交換商品は別の日に届けるとのことだった。間違った商品が到着してから7日が経っても受け取りに来ないため、交通費を払い返品センターへ返品、返金をしてもらった。</p> <p>⑥ 対応が遅く適当で、言ったことを実行せず信用ができないので二度と利用したくない。</p>
--------	--

サイトはランダムに選択しましたが、面白いくらいに結果がわかりました。1/3は優良、1/3は可もなく不可もなく、1/3は注意が必要という結果です。オンラインショッピングの信用度が安定しないことがひとつの原因だと思いますが、ベトナム人はECサ

イトで商品を探して、実店舗で購入するか、オンラインで購入して必ず代金引換時に商品を確認します。まだまだ安心して利用できないのが現状です。市場はある、ニーズもあるが、サービスが追いついていないのが、今のベトナムEC事情だといえるでしょう。

2015年の予算案、国際化支援、スキルアップなどを充実

シンガポール ビジネスサポーター 碓 知子

2月23日、シンガポール政府は2015年の予算案を発表しました。企業に対しては法人税還付の延長や、外国人雇用人頭税の引き上げ延期の他、企業の海外展開を支援するスキームの拡充、生産性向上支援スキームの延長、向上が盛り込まれました。

シンガポールは国内市場が小さく、コストも上昇していることから、政府は1990年代から海外展開を促進していますが、そのための補助金を、これまでの費用の50%から70%に拡充。具体的には海外市場に参入するための市場調査やコンサルティング、人材育成費用について70%の補助を受けることができるようになりました(※1)。また、海外事業を加速するための海外M&Aの支援として、買収コストに対する税額控除をこれまでの5%から25%に引き上げた他、これまでは50%以上の株式買収が対象だったところ、20%に引き下げられました。また、新たに導入された国際成長スキーム(IGS)では、海外事業によって新たに得られた収入に対して10%の低減税率が適用されることになりました。

また、新たに「スキル・フューチャー」プログラムを導入し、新卒向け、社会人向けに、これからの成長

分野でのスキルを磨く支援を行います。詳細は今後、詰めることとなりますが、斜陽産業から成長分野へのキャリアスイッチを後押しするスキームとなりそうです。

一方、数年前から続いている厳しい外国人雇用情勢は変わらない模様です。外国人ワーカー雇用に必要な人頭税の引き上げは1年延期されましたが、製造、建設、サービス業などの現場で直面している労働力不足への抜本的な解決にはならないという声もあります。

公共交通の拡充などのインフラ投資、国民の関心が高い年金改革、子育て・教育支援、シニア対策など一般家庭向けの予算も併せて、2015年歳出は682億シンガポールドルと2014年の572億Sドルから19%増の見込み。富裕層への増税など歳入増加要因もあるものの、2015年度は67億Sドルの赤字と見込まれています。十分な累積黒字はあり、増税は競争力の低下につながるため政府は慎重な構えですが、専門家は「将来は消費税アップを含め、増税もありえる」と見えています。

※1：このほかに、デザイン、ブランド戦略、国際化戦略、知的財産権戦略についても補助金が出ますが、これらは今回の予算案発表前から70%補助対象。

例年、2月は重慶でも肌寒い日が続き、街には日本であまり見られない赤やピンクのカラフルなコートで着飾った人たちが溢れ、もうすぐ春節休暇に入るため街中では、人・車が増加しとても慌ただしい光景があちらこちらで見られます。また、この時期になると、霧で遠くがほとんど見えない状態の日が多く、重慶江北国際空港を発着する飛行操縦士には毎年感心してしまいます。

重慶交通委員会などの関係部署の情報によると、2015年春節帰省ラッシュ期間中における、重慶市旅客輸送量は前年比5%増、延べ5,000万人を超える見込みだそうです。今年も、中国からの多くの旅行者が日本を訪れ買い物や観光を楽しむ姿が話題になるのではないのでしょうか。

半年前の9月号ハッピーメール記事でもご紹介をしましたが、重慶両路寸灘保税区内にある「重慶保税商品展示交易中心」のアンテナショップが昨年7月に重慶環球金融中心4階フロアにオープンしており、海外からの輸入免税品が展示・販売されています。展示商品としては、ブランド品、貴金属、洋服、装飾品から、食品・アルコール飲料、日用品まで多岐に亘り、専門バイヤーのみならず一般客にも開放しています。ブランド品や貴金属類については、展示のみでネット注文、食料品類や日用品はその場で購入する事ができ、通常店舗で購入するより10-30%（免税分）

引いた価格で輸入商品を購入する事ができるため、土日には消費意欲の高い買い物客で人気を集めております。

実際に、このプラットフォームを利用すれば、保税状態での展示と現地での試し販売活動を行う事ができ、バイヤーを見つける事ができれば、大口での輸入へつながっていくメリットとなります。また、官民一体の保税区となっているため、商品審査がきちりしており、先ず偽物が展示されないというのも特長です。広島県内企業にも中国内陸への販路開拓方法の1つとして、是非利用を検討いただきたいと思います。

今回、新たに話を伺う機会があったのですが、保税区内にある交易中心では、3階フロアを現在改装しており2015年5月に、台湾、韓国、日本、オーストラリア、欧州等から輸入した各国の展示品を置く新たなスペースが完成予定であり、すでに福岡県などは関心を持っていらっしゃるそうです。

春節休暇期間における中国人の購買力や消費意欲が大変旺盛な様子を見て分かる通り、まだまだ現地での販路開拓余地はあります。リスクを回避する手立てを十分勉強・研究され、是非中国内陸部への進出をご検討ください。



【外国人の短期就業目的によるZビザ取得について】

＜回答者 公益財団法人ひろしま産業振興機構 上海事務所＞

Q

今年から短期滞在者の入国査証(ビザ)に新しい規定ができたと聞きました。弊社からも頻繁に出張者が中国へ行っていますので、どのような影響が出るのか、手続きの方法など教えてください。

A

■ 新規規定について

- ・ 本年1月1日より、「外国人が入境して短期業務任務を完成させる場合の関連手続き秩序」が施行されました。これにより、訪中して業務を行う場合に、短期滞在であっても「就労」にあたりとみなされZビザが必要になるケースや、Mビザが必要になるケースがあります。(ここで言う“短期滞在”とは、90日間を超えない滞在を指します)
 - Zビザが必要な場合：中国内の協力先で、技術指導や管理を行う場合や、映画や公告の撮影などを行う場合がこれに当てはまります。この場合は、滞在先の人力資源社会保障部門で新たに導入された「短期工作証明」を取得した上で、中国大使館や総領事館でZビザを取得する必要があります。
 - Mビザが必要な場合：購買機器の設備維持、補修、設置や、中国内で入札したプロジェクトの指導、中国内の支社等に派遣されて短期業務を行う場合、また、運動競技に参加する場合やボランティア、あるいは文化部門が認める非営業目的の公演等が含まれており、内容に応じてMビザかFビザの判断がなされます。

滞在目的	30日以下の滞在	31日～90日の滞在
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国国内提携先における特定技術、科学研究、管理、指導等を完成させる業務 ・ 人力資源社会保障部門が認定するその他の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ① 中国内滞在先の人力資源社会保障部門で、「外国人就業許可証書」と「中国短期工作証明」を取得 ② 在外中国公館にてZビザを取得 	居留許可証の取得 (滞在期間 90日)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器・設備の購買、部品修理、据付、調整、解体、指導及び研修 ・ 国内プロジェクト遂行指導、監督、検査 ・ 国内分公司、子会社、代表処への派遣による短期業務の完成 ・ 国内報酬のない業務または海外機構が報酬を提供するボランティア業務 	MビザもしくはFビザの取得	

■ 手続き方法 (Zビザ、上海の場合)

- ① 「外国人就業許可証書」と「中国短期工作証明」の取得
 - 申請場所：上海市就業促進センター-国外人員就業処
- ② 「被授權単位招聘状」の取得
 - 申請場所：上海市商務委員会
- ③ 「Zビザ」の取得
 - 申請場所：中華人民共和国駐日本国大使館、などの在外中国公館

本質問については、上海での手続き方法を例に回答しております。各地域によって手続きが異なることがありますので、具体的なお相談があれば、ひろしま産業振興機構国際ビジネス支援センター、もしくは広島上海事務所までお問い合わせください。

ハッピーからのお知らせ

「平成 26 年度マレーシア・シンガポール視察研修」事業を実施

今年度は、東南アジアにおいて、近年ハラール認証制度やイスカンダル開発計画などで、大変注目されているマレーシアならびに同一経済圏にあるシンガポールを訪問しました。

日系進出企業、現地企業、現地投資促進機関へ実際に訪問視察を行うことで、同国における最新の現状と課題について見聞を広める事ができました。

モスク



- 日 程 平成 27 年 1 月 18 日 (日) ~ 24 日 (土)
- 参加者数 12 社・団体、16 人
- 訪問国 マレーシア (クアラルンプール・ペナン・ジョホールバル)
シンガポール

■ 視察・訪問先

- ・ ジェトロ事務所
- ・ 日系進出企業 3 社
- ・ 日系開発地区
- ・ 現地系企業 4 社
- ・ 現地投資促進機関 2 ヶ所



現地企業工場視察



現地投資促進機関でのブリーフィング

■ 各参加者の感想 (抜粋)

- ・ マレーシア、シンガポールの法人税、労使関係、日系企業の経営環境が把握出来た。
- ・ 今回の一番の大きな目的であったハラール対応の理解ですが、現地に行ってムスリムの方と話をしてみないと分からない様々な事が理解でき、今後の対応を進めていく上での方向性が明確になった事は非常に大きな成果であった。
- ・ ハラルについて、全く知識のない自分であったが、ハラールについての概念やマレーシア政府の政策、取得方法、また進出企業から取得した経験談について、多く勉強させていただいた。
- ・ シンガポールに於いては、人件費が高く、その他のコストも高いことから、当初想像していたより、進出する事は難しいと判断する。
- ・ 実際に自分の目で見て、直接話を聞くことができ、実際の現地の状況を良く理解することが出来た。

知的財産について ~中小企業・ベンチャー総合支援センターより~

でも、不安が…。
困った問題が…。

海外ビジネスにチャレンジしたい!

⇒ 海外知的財産プロデューサーが御支援致します

~海外に進出して「知的財産」を失う前に使える「転ばぬ先の杖」~

知的財産の面で無防備に海外進出する場合、単に技術を吸い取られる程度は日常茶飯事。最悪の場合、事業の撤退や多額の賠償責任を負う等といった事態も想定されます。

海外知的財産プロデューサーは、企業での豊富な知財経験と海外在住経験を持つスペシャリストです。ビジネスの形に応じた様々な知的財産のリスクについてのアドバイスとビジネス展開に応じた知的財産の権利化や、取得した権利を利益に結びつける方法についての活用方法等についてプロデュースします。

詳細は <http://www.inpit.go.jp/katsuyo/gippd/gippd00002.pdf> を参照下さい。

秘密厳守、相談無料、何回でも訪問可能ですので、お気軽に下記に問合せ下さい。

<お問合せ先> (公財) ひろしま産業振興機構 中小企業・ベンチャー総合支援センター
広島県中小企業知財支援センター TEL: 082-240-7718

((独) 工業所有権情報・研修館 発行「海外知的財産プロデューサーパンフレット」より引用)